

情報 最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



地上デジタル放送を視聴するための支援をします

総務省では、経済的な理由等で地上デジタル放送を見ることができない世帯に対し、簡易なチューナーを無償給付するなどの支援を行います。

■支援の内容

- 簡易チューナーの無償給付
- アンテナ工事などが必要な場合、無償による工事等の実施

■対象

- 次のいずれかに該当し、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯
- 生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- 障害者がいる世帯で、かつ

世帯員全員が市民税非課税の世帯

○社会福祉事業施設に入所されている方

■受付期間

平成21年12月28日(月)まで

■注意事項

○支援の申し込みにはNHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受ける必要があります。

○支援は現物給付ですので、

ご自身で購入されたチューナー、アンテナ改修などの費用を清算することはできません。

■問合せ

- 総務省 地デジチューナー支援実施センター
TEL0570-033840
URL <http://www.chdejsien.jp/>
- ※受付は、月～金曜日は9時～21時、土・日曜日・祝日は9時～18時。

11月の市税ぐよみ

20日 市県民税第3期分、国民健康保険税第4期分の督促の発送

30日 国民健康保険税第5期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料をいただきます。
※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

災害遺児福祉手当

交通事故、労働災害、天災などで生計を維持していた父母等が死亡・障害(1級)の状態となった児童の福祉を増進するため、県では災害遺児福祉手当を支給しています。

■支給対象

義務教育修了前または高等学校に在学する遺児の保護者

■支給額

遺児1人につき月額3千円

■問合せ

- 市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係
TEL0897-52-1337
- 各総合支所市民福祉課 福祉係(東予)
- 市民福祉係(丹原・小松)

秋季全国火災予防運動 11月9日(月)～15日(日)

『消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子』

平成21年度全国統一防火標語

この運動は火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者および財産の損失を防ぐことを目的に実施されています。

消防本部では、防火ポスターでの啓発や商店街の立入検査を行うとともに、事業所対抗の屋外消火栓操法大会などの行事を計画しています。

- 重点目標
 - 住宅防火対策の推進
 - 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
 - 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - 製品火災の防止に向けた取り組みの推進

■逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置しましょう！
既存住宅は、平成23年5月31日までに設置が必要です。

老朽化消火器の事故を防ぎましょう！

消火器は圧力容器です。本体容器やキャップにサビ、変形、傷のあるものは、薬剤の放出時に破裂して事故となる恐れがありますので、絶対に使用しないでください。

■破裂の恐れのある消火器

- 製造後8年以上経過している。(消火器交換の目安は約8年です)
- キャップ(首の部分)や底

部がサビついている。(事故の多くはサビによる腐食が原因です)

■消火器の廃棄方法

○本体にへこみや変形がある。消火器を廃棄する場合は、自分で薬剤を放出したり、分解したりせず、必ず専門の業者にご相談ください。

■問合せ

- 不燃物ごみとしての回収はできません。
- 消防本部予防課 予防係
TEL0897-56-0251